神奈川県立中等教育学校の受検料（入学検定料）・入学料の減免制度について

◇減免制度について

神奈川県立中等教育学校では、受検料（入学検定料）、入学料について、全額又は半額を免除する制度があります。免除の対象となる方は次のいずれかに該当する方です。

1　生活保護を受給されている方 …… 全額免除
2　児童福祉施設等に入所されている方 …… 全額免除
3　経済的な理由により学費の負担が困難な方（収入審査が必要）
　例）保護者の道府県民税（「都民税」を含む。以下同じ。）所得割額と市町村民税
　　（「特別区民税」を含む。以下同じ。）所得割額を合算した額が、
　　非課税 …… 全額免除
　　105,500円未満 …… 半額免除
4　失職等による家計急変 …… 全額免除
　（世帯年収が約380万円まで減少した方が対象であり収入審査が必要です。）
5　災害を受けた場合（審査が必要） …… 全額免除

◇減免される額

受検料（入学検定料）	入　学　料
2,200円（全額免除） 1,100円（半額免除）	5,650円（全額免除） 2,825円（半額免除）

◇申請（手続）の流れ

別紙「減免申請（手続）の流れ」をご覧ください。

◇申請方法及び申請先

申請方法	申　請　先		受　付　時　間
	受検料 （入学検定料）	入学料	
電子申請 （※1）	e-kanagawa 電子申請サービス 申請先は志願する県立中等教育学校		申請期間中は全日程 24 時間受付 （電子申請サービスのメンテナンス時間は除く）
書面申請 （※2）	志願する県立中等教育学校事務室		平日の午前９時から午後４時まで（※3） （土日祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

※1　電子申請の受付期間は令和８年 11 月５日～令和８年 12 月 16 日までです。電子申請受付期間後は書面申請のみの受付となります。
※2　原則、電子申請受付期間は電子申請での受付になりますが、書面申請を希望する場合、事前相談（裏面参照）で、その旨を申し出てください。
※3　学校により受付時間が異なる場合があります。

◇事前相談及び申請書等の提出期限

減免の対象	事前相談の締切日	申請書等の提出期限
受検料（入学検定料） （同時に入学料の減免を申請する場合も含む）	志願する神奈川県立中等教育学校 にお問い合わせください	
入　学　料		

※　**電子申請の受付期間は令和８年11月５日～令和８年12月16日まで**です。電子申請受付期間後については、書面申請のみの受付となります。

◇申請に必要な書類（提出書類）

減免の区分	申請に必要な書類（提出書類）
1　生活保護受給世帯	① 授業料等免除（徴収猶予）申請書 ② 生活保護受給証明書の原本又は写し
2　児童福祉施設入所者又は里親に保護を受けている方	① 授業料等免除（徴収猶予）申請書 ② 在施設証明書又は児童相談所長が発行する委託通知の写し
3　経済的な理由により学費の負担が困難な方 保護者の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が非課税の方又は105,500円未満の方 保護者全員の書類が必要です	① 授業料等免除（徴収猶予）申請書 ② 実情調書 ③ 令和８年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が記載された書類の写し 次のいずれかの写し ・市町村民税・道府県民税「特別徴収税額決定通知書」 ・市町村民税・道府県民税「税額決定・納税通知書」 ・市町村民税・道府県民税「課税（非課税）証明書」
4　失職等による家計急変の方	① 授業料等免除（徴収猶予）申請書 ② 実情調書 ③ 家計急変前の収入を証明する書類 ④ 家計急変後の収入を証明する書類 ⑤ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類 ※提出書類の詳細は本校事務室にお問い合わせください。
5　災害を受けた方	① 授業料等免除（徴収猶予）申請書 ② 実情調書 ③ り災証明書等の原本又は写し

※電子申請の場合、「授業料等免除（徴収猶予）申請書」、「実情調書」以外の必要書類はPDFファイルや写真データとして、申請画面上にアップロードする必要があります。

※電子申請ページへは、次のURL又は二次元コードからアクセスできます。
https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=137423

◇注意事項

受検料（入学検定料）及び入学料を納付する前に、必ず申請してください。

問合せ先
神奈川県立中等教育学校事務室又は、
神奈川県教育委員会教育局行政部
財務課財務指導グループ
電話　０４５－２１０－８１１３（直通）

（別紙）

減免申請（手続）の流れ

受検料（入学検定料）等の減免を申請する方は、次の手続をお願いします。

①事 前 相 談

・県立中等教育学校事務室へ電話等での相談を事前に行ってください。
・必要な提出書類についての説明を受けてください。
・書面申請を行う場合、申請書等の様式は県立中等教育学校で受け取ってください。本校の Web ページからも様式のダウンロードが可能です。
・後日、審査に関する連絡をする場合があります。

※電子申請については、申請に必要な書類が揃っていないと申請できませんので、期限内に書類を揃えてください。

②申　　請

・電子申請の場合は、受付期間中に、e-kanagawa 電子申請サービスで申請してください。
・書面申請の場合は、提出期限までに、申請書等必要書類を県立中等教育学校事務室に提出してください。

※道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が記載された書類が間に合わない場合、申請書だけは必ず申請期限までに提出してください。申請書が期限内に提出されない場合は、減免できません。

③審　　査

審査は中等教育学校で行います。提出された申請書等に不備等がある場合は、中等教育学校から連絡します。

④審査結果送付

・審査の結果（審査結果通知）を申請者へ送付します。
・併せて全額又は半額の免除が許可された方には、「審査結果確認証」を送付します。

⑤ウェブサイト上での志願手続

免除が許可された方は、ウェブサイト上での志願手続の際、以下のとおり対応ください。（手続の詳細は、受検案内をご覧ください。）

【全額免除の許可を受けた方】
「Step1　入試区分選択」の画面から「○○中等教育学校：【全額免除】検定料０円」を選択し、手続を行ってください。

【半額免除の許可を受けた方】
「Step1　入試区分選択」の画面から「○○中等教育学校：【半額免除】検定料 1,100 円」を選択し、手続及び受検料（入学検定料）の支払を行ってください。

【審査結果が不許可であった方】
「Step1　入試区分選択」の画面から「○○中等教育学校：検定料 2,200 円※免除申請をしていない方」を選択し、手続及び受検料（入学検定料）の支払を行ってください。

【ウェブサイト上での志願手続時までに審査の結果が通知されなかった方】
「Step1　入試区分選択」の画面から「○○中等教育学校：検定料 2,200 円※免除申請をしていない方」を選択し、手続及び受検料（入学検定料）の支払を行ってください。ただし、支払後に全額又は半額の免除が決定した場合は、還付請求をすることで返金します。

⑥出願書類提出

【全額または半額免除の許可を受けた方】
「審査結果確認証」を１枚、「入学願書」の裏面に貼付して提出してください。

裏面に続く

⑦入 学 手 続

【全額免除の許可を受けた方】
「お支払い内容の選択」の画面で「一括納入（￥０）」を選択し、ウェブサイト上での入学手続を行ってください。また、「審査結果通知書」を持参の上、入学する中等教育学校で入学手続を行ってください。

【半額免除の許可を受けた方】
「お支払い内容の選択」の画面で「一括納入（¥2,825）」を選択し、入学料を納付してください。

【審査結果が不許可であった方】
「お支払い内容の選択」の画面で「一括納入（¥5,650）」を選択し、入学料を納付してください。

【入学手続時までに審査結果が通知されなかった方】
「お支払い内容の選択」の画面で「一括納入（¥5,650）」を選択し、入学料を納付してください。ただし、支払後に全額又は半額の免除が決定した場合は、還付請求をすることで返金します。